令和８年度「東京都環境影響評価審議会」第一部会（第４回）議事録

■日時　　令和８年７月 21 日（火）　午前 10 時 03 分～午前 10 時 48 分

■場所　　対面及びオンラインの併用

■出席委員

片谷会長、山下部会長、飯泉委員、尾崎委員、高橋委員、速水委員、水本委員、山口委員、横田委員、渡部委員

■議事内容

環境影響評価書案に係る総括審議

（１）（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業【４回目】

⇒　【騒音・振動】【水循環】【風環境】及び【景観】に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案にいれることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

（２）（仮称）京王重機整備北野工場建替計画【４回目】

⇒　【騒音・振動】に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案にいれることとした。

総括審議の結果、答申案について全会一致で総会へ報告することとした。

令和８年度
「東京都環境影響評価審議会」
第一部会（第４回）
速 記 録

令 和 ８ 年 ７ 月２１日
対面及びオンラインの併用

（午前10時03分開会）

○石井アセスメント担当課長　お待たせいたしました。本日は、東京都環境影響評価審議会第一部会に御出席いただき、ありがとうございます。本日の進行は、アセスメント担当課長の石井が務めます。よろしくお願いいたします。

それでは、本日の委員の出席状況について、事務局から御報告申し上げます。現在、委員12名のうち９名[1]の御出席をいただいており、定足数を満たしております。

また、本日は傍聴の申し出がございます。

それでは、部会長、よろしくお願いいたします。

○山下部会長　おはようございます。本日はお待たせいたしまして申し訳ございません。山下でございます。本日、私、公務の都合で遅くなりまして大変申し訳ありません。これから傍聴人を入室いただく手続きを取ります。

それでは、議事に入ります前に、傍聴人を入室させてください。

なお、本会議の傍聴はウェブ上での傍聴のみとなっています。

（傍聴人　入室）

○石井アセスメント担当課長　傍聴人の方、入室されました。

傍聴人の皆様に申し上げます。本日の審議会の資料につきましては、適宜画面に投影いたしますので、そちらをご覧ください。

○山下部会長　それでは、ただいまから令和８年度「東京都環境影響評価審議会」第４回第一部会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議、「（仮称）京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案に係る総括審議となります。

それでは、まず次第１の「（仮称）後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

本事業の審議につきましては、４回審議予定の本日が４回目となります。本日は事業者の

[1]途中１名が出席し10名となった

出席はございません。

本日の進め方についてですが、最初に事務局から前回の審議内容を説明していただきます。その内容を確認した後、前回委員の皆様から挙げていただいた総括審議候補事項について、審議結果としてまとめた資料を説明していただきます。

それでは、前回の審議内容について、事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長　はい。それでは、３ページの資料１－１をご覧ください。

資料１－１は、過去の部会の記録に前回の部会における審議の内容を追加したものとなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに、【大気汚染】、【騒音・振動】、【水環境】、【日影】、【電波障害】、【風環境】、【景観】、【史跡・文化財】、【温室効果ガス】の順序で取りまとめており、６月の部会の意見等は合計 10 件でした。

前回の指摘、質問事項等は取扱欄に、前回の日付として６月 22 日と記載しています。また、前回で総括審議事項に取り上げるとしたものには、右の取扱欄に「総括審議事項へ」と記載してございます。

それでは、要約して内容を御説明いたします。

【日影】の番号２の補足説明として、計画地北側の保育施設に対しての日影の懸念についてであるが、保育施設はファーストタワー内にあり、窓は東だけの施設であることを確認し、日影として影響がないと認識している、との説明がございました。

【風環境】の番号１の補足説明として、防風パネルの見え方についてであるが、防風植栽と防風パネルを配置し、その横を人々が歩いているようなイメージを想定している、との説明がございました。

【風環境】の番号８として、高木の下に防風パネルを設置すると、歩行者のアクセスの妨げにならないか、との質問がございました。

事業者からは、パネルがないよりスムーズでなくなる部分はあるが、パネルを設置するのは歩道と歩道状空地を合わせた７ｍ の歩行空間の中であり、将来的な歩行者数を踏まえても差し障りがあるようなものではないことを確認している、との回答がございました。

【風環境】の番号９として、風環境の調査地点や、歩道橋の設定条件について質問がございました。

事業者からは、学校屋上や歩道橋、駅ホームの調査地点について説明があり、歩道橋については別事業で開発予定があるが、別事業のため現状の歩道橋で実験を行っている、との回

答がございました。

委員からは、評価としては良いかと思うが、事後調査で予測よりも高くなった場合は、できる範囲で対策をしていただきたい、との御意見がございました。

【景観】の番号３の補足説明として、小石川後楽園に対する配慮やセットバックの効果などについて指摘があったが、計画建築物については配置等を何パターンか検討しており、総合的に計画して今に至った。また、配慮については、高層部の壁面のセットバックや分節化による圧迫感の軽減といった対応も考えている、との説明がございました。

【景観】の番号４として、前回検討すると回答いただいた池への映り込みについての検討状況について質問がございました。

事業者からは、まだ作成できていないが、小石川後楽園の写真にどのような形かで反映できるのではないかと考えている、との回答がございました。

委員からは、写真を撮るには既になかなか厳しい状態になっているので、その辺を工夫する上でも検討材料を出していただけるとありがたい、との御意見がございました。

【景観】の番号５として、江戸城外堀の保存管理計画の中で 2036 年を目指す景観というのも謳われているため、未来課題として知っておいていただきたい、との御意見がございました。

事業者からは、未来課題として認識した。との回答がございました。

【景観】の番号６として、神田川からの眺望についての検討状況について質問がございました。

事業者からは、神田川からの眺望はナンバー２地点で選定しており、都市的な景観の要素として認識されると考えている、との回答がございました。

【景観】の番号７として、追加資料の季節について質問がございました。事業者からは、アセス図書の掲載地点とは異なっており、地点によって調査時期が異なる、との回答がございました。

【景観】の番号８として、計画建築物の検討過程での高さと建築面積について質問がございました。

事業者からは、この地域は絶対高さ型の高度地区がかかっており、170m より低い値が設定されているが、新たに地区計画を定めて高さを 170m と定め直している。そのような中で検討を行い、今の計画につながっている、との回答がございました。

なお、５月 18 日の質疑内容に関して、前回、水本委員から御指摘のあった点については、【景観】４、【景観】５、【景観】６として改めて記載をさせていただいております。

資料１の説明は以上となります。

○山下部会長　ありがとうございます。

まず、資料１－１、前回の質疑応答について、委員から修正などがございましたらお願いいたします。発言をされる際には、最初にお名前をお願いいたします。修正等、御意見等はございますでしょうか。

水本委員、お願いいたします。

○水本委員　私の発言で少しややこしい言い回しをしてしまったために、誤解があったかもしれないですが、江戸城の保存管理計画については、既に 2036 年を目指して３区でもう策定されているものなので、もう現状の３区の課題だと思うのですね。ですので、これは見ていただいて、それにある程度準拠していろいろやって動いていただければいいのかと思いまして。

書き方を変えていただきたいというところまで行かないのですが、未来課題というところは、今、水辺環境のクルーズ船の観光というところにも、恐らく結構力を入れているところではないかと思います。

今その現状では、船からの眺めというのはほとんどがコンクリート擁壁をずっと見る感じになっていて、「ここは江戸の街だったんですよ」と言われても何もその景観はないという状態をずっとクルーズ船で見ているという状態なので、これについては将来的に課題があるのではないかと思うのですが、今回やられる工事の中で、そういうところも認識しながらやっていただけたらいいなといったような。

そこで未来課題という言葉を使ってしまったのが、江戸城の外堀も 36 年目指しているので、将来課題ではあるのですが、これについてはもう既に動かれている内容なので、書類にもなっているので、その辺確認していただきたいということで、この２つの課題が、少し未来のところが、両方未来ですが、１つはもう既に既定路線で、もう１つについては、まだ今後のことかなっていうので、未来課題を下のほうに記載していただけるとありがたいと思います。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

内容について確認をいたします。【景観】の５、指摘、質問事項について、上から６行目。読みますね。「歴史も踏まえた景観の整備」ということで、以下「未来課題だが、」の７字を削り、「そのあたりも少し知っておいていただけると非常にありがたい」とする。事業者の説明等について、１行目ですが、「承知した」の後、「未来課題として」の７字を削り、「認識した」っていうのでしょうかね。「認識した」ということで訂正されたいと。

そのような御意見でよろしいですか。

○水本委員　そうですね。今の部分の行を、むしろ６のところに持っていっていただけるとよろしいかと思います。

○山下部会長　申し訳ないですが、５番が江戸城の。

○水本委員　江戸城の外堀の保存管理計画はもう３区で策定されて、それは済んでいるのですね。それを多分、事業者さんが余り認識されていなかったので、認識は今回していただいたので。

もう１つはクルーズ船の、今、恐らく東京都さんでも推進されていると思うのですが、クルーズ船の水辺観光については、特にそういう何かをこれからこう動きましょうというのはないかと思うのですが、将来的には、ずっと船の上からコンクリート壁を見るというよりは、もう考えたほうがいいのではないかなというようなこともありますので。

これが未来課題と私の中では申し上げたつもりだったのですが、その辺で、「歴史を踏まえた」というところの文章を、６の下につけていただいて、「承知した」も６の一番下に切ってつけていただければよろしいかと思っております。

○山下部会長　申し訳ありません。５番と６番は別の問題ということですね。

○水本委員　５番が江戸城外堀の保存管理計画に関連する内容で、下のところは水辺の観光船の問題です。水辺の観光船の問題については、今後の、未来に課題として認識すべき内容と思いますがということで、そのあたりのことはイメージしていただければ、全体に、その開発のイメージにもそのあたり認識だけはしていただきたいということなので、「認識していただいた」という文言も事業者さんからいただいていますので。

「謳われている」というところでこの５番のところは止めていただいて、「歴史も踏まえた景観の整備」ということで、「お願いしたい」までの下から６行分を６番の一番下に持って行っていただいて、「承知した」というところも一番下に持って行っていただければよろしいかと思います。

○山下部会長　分かりました。まず５と６は別の問題であること、今、先生の御発言を前回から整理し直しておりますので。

○水本委員　はい。

○山下部会長　それで、未来課題というのはなかなか文学的で美しい表現なのですが、記録ですので、「未来課題だが、」というところはいずれも７字削除ということにさせていただきたいと思います。

○水本委員　分かりました。

○山下部会長　目指す景観についても「謳われている。」で５番を止める。それと５番の事業者の説明等については「承知した。」これは残してよろしいですね。応答ですので。

○水本委員　そうですね。「承知した」はよろしいです。

○山下部会長　全部下へとお話しでしたが、そこが「承知した」ということでよろしいですね。

○水本委員　「承知した」で。

○山下部会長　そのあと、「歴史も踏まえた景観の整備」ということで、「未来課題だが、」７字を削除。「そのあたりも少し知っておいていただけると非常にありがたい。それを知識として持っておいてほしいということをお願いしたい」ということを、６の第３段落の下に付け加えるということでよろしいでしょうか。

○水本委員　そうですね。あくまでも知識としてという部分なので、大丈夫です。

○山下部会長　事業者からの回答でございますが、第３段落のところで「都市的な計画の要素として認識されるものと考えている」ということになっており、一番上、「引き続き関係区や東京都の環境景観の部門と協議を行い、検討をさらに進めていきたいと考えている」ということですので、事業者については、ここの部分については特に修正なしということでよろしいですね。

○水本委員　そうですね。こちらは事業者さんの回答なので、事業者さんの回答内容としてはこれで正しいのだろうと思います。

○山下部会長　分かりました。

　では、事務局、いかがでしょうか。今の点でしたら、特に事業者に対して修正等の確認等も不要かと思いますが、どのように扱わせていただきましょうか。

○石井アセスメント担当課長　では水本委員のおっしゃられるとおりで修正をしたいと思い

ます。

○水本委員　申し訳ないです。よろしくお願いします。

○山下部会長　御指摘ありがとうございました。恐縮ですが、いずれも未来課題の部分については一応削除ということでお願いします。意味が分かりますので。

○水本委員　分かりました。

○山下部会長　ほかに御修正、確認されたい御意見。尾崎委員ですか。

○尾崎委員　よく分からない。事業者のほうの「承知した」「未来課題として認識した」というのを削除という理解でいいのですか。

○山下部会長　これは、そのように答えていますか。

○石井アセスメント担当課長　答えているのはこのように答えています。

○山下部会長　ここの部分についてですか。

○石井アセスメント担当課長　そうですね。

○山下部会長　分かりました。

「認識した」という部分が５ではなくて、こちらについているものであれば、そのようにしたいと思います。ただ。

○尾崎委員　「承知した」というだけで終わりってことですか。

○山下部会長　まず、「景観についても謳われている」という点については「承知した」でよろしいのですね。

○石井アセスメント担当課長　議事録もありますし、本資料は議事録をまとめたものでございますので、「承知した」というところで止めていただいても問題ないかと思っています。

○山下部会長　分かりました。で、下の部分ですが、「歴史を踏まえた景観の整備」ということで、「その辺りも少し知っておいていただきたい」ということで、そのとおり認識した、認識したということを、最後１行、尾崎委員が言われるように書くと。それでよろしいですか。承知しました。

それでは、もう一度事務局のほうで議事録等確認していただいて、問題がなければそのように５と６の間の項目の移動について、最終段落、お願いしたいと思います。

○石井アセスメント担当課長　承知しました。

○山下部会長　水本委員、尾崎委員、ありがとうございます。

ほかにございますか。

ありがとうございます。

これ以上特に御意見がないようですので、これから総括審議に移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長　それでは、18ページの資料１－２を御覧ください。

資料１－２は環境影響評価書案について、第１として部会での審議経過、第２として審議の結果を記載してございます。

それでは、読み上げます。

「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」に係る環境影響評価書案について（案）

第１　審議経過

本審議会では、令和７年 12 月 25 日に「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、都民及び事業段階関係区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第２　審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分行うこと。

【騒音・振動】

工事の施行に当たっては、計画地周辺に盲学校等の配慮すべき施設が存在していることから、安全確保はもとより、周辺に配慮した環境保全のための措置を検討するとともに、騒音・振動の低減に努めること。

【水循環】

雨水流出抑制対策として雨水貯留槽を設置することとしているが、計画地は神田川外水氾濫区域内に位置しており、過去に氾濫履歴もあることから、透水性舗装等の雨水浸透施設を設置するなど、より一層の環境の保全のための措置に努めること。

【風環境】

1　風環境の予測結果では、敷地内及びその周辺において、現況より風環境が悪化する地点がみられることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、事後調査において調査地点を適切に選定した上で、その効果の確認を行い、必要に応じて更なる対策を講じること。

2　防風植栽については、主に計画地北側にまとまって配置する計画となっているが、樹木の生育には適切な樹木間隔や日照の確保が必要であることから、防風植栽の機能が十分に発揮されるよう、適切な生育環境の確保に努めること。

【景観】

回遊式庭園である小石川後楽園といった、代表的な眺望地点からの眺望の変化及び圧迫感の変化の程度に関する環境保全のための措置については、具体的な取組みやその効果が示されていないことから、その内容について図示するなどにより、具体的に分かりやすく記載すること。

付表につきましては以下のとおりとなります。

なお、都民の意見を聴く会は、公述の申し出がなかったため、開催をしておりません。

資料1－2の説明は以上となります。

○山下部会長　ありがとうございます。

この審議結果について、環境影響評価項目の担当委員から補足することがあればお願いいたします。

騒音・振動についてはいかがでしょう。

○高橋委員　騒音・振動を担当しております高橋です。

特に補足することはなくて、書かれているとおりですが、簡単に説明をさせていただきま

すと、この事業地の北東のほうには盲学校があって、そこの盲学校の生徒というのは、周辺の状況を認識するのに音というのが重要な情報になります。

ということで、一般的な建設騒音・振動を抑制したり、あるいは交通騒音・振動を抑制したりということはもちろんですが、それに加えてその盲学校の生徒の音環境に対しても十分な配慮をしていただきたいということで、意見とさせていただきました。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

騒音・振動について、ほかに何か御意見、御説明はございますか。

それでは、続いて、水循環についていかがでしょうか。

○飯泉委員　第一部会で水循環を担当しております飯泉です。

特に補足する点はございませんで、今読み上げていただいたとおりになります。背景として御説明させていただくと、国土交通省の指摘によると、近年は気候変動の影響によって、日本全国で時間雨量 50 ミリ以上の激しい雨の年間発生回数ですとか年間の水害被害額は増加傾向にあります。

事業前の緑地は一般的な緑地ですが、事業後の緑地は屋上緑地や地下構造物の上に創出される緑地となりますので、雨水の浸透貯留量や地下水の涵養量は低下することが懸念されます。透水性舗装などの雨水浸透施設は、ヒートアイランド対策としても環境保全効果が期待できることから、このような意見を出させていただきました。

以上になります。

○山下部会長　ありがとうございます。

水循環について、ほかに御意見、御説明されたい委員はいらっしゃいますか。ありがとうございます。

それでは、次に、風環境、景観等についていかがでしょうか。

○横田委員　よろしいでしょうか。

○山下部会長　横田委員、お願いいたします。

○横田委員　担当しております横田です。

風環境の２点目の背景について、私の意見かと思いますので補足させていただきますと、防風植栽の機能の発揮について十分な検討をお願いいたしたいという内容ですが、機能の発揮のためには、樹木の樹幹がきちんと生育、形成されることが重要となります。

緑陰も同様ですが、そういった樹木の景観、樹幹をきちんと形成するために、基盤環境の整備が重要になりますので、この点、配慮いただきたいと考えております。

防風パネルも設置するということで、樹木の根系等々の地下空間の取り合いなども生じかねますので、そういったところにも配慮いただければと思っております。

景観に関しましては、先ほども御意見等ありましたが、池泉回遊式庭園ということで、水への映り込みというのは重要な要素になってくるのかなというのが１点と、あと全国の名勝を取り入れながら回遊するような大名庭園ですが、そういったシークエンス景観と言いますが、動きながら見ていくような庭園で、こういった建物がどういうような見え方をするかというのも非常に変化が大きいかなと思います。

今回、審議の中で、複数案の配置構造に関する比較検討の結果をいただきましたが、加えて、回遊式庭園に対する影響というものを十分に考慮していただいて、よりインパクトを低減するような検討についてお願いできればと思いました。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

風環境の２、それからただいま景観について横田委員から補足説明いただきました。

この点について、それ以外の委員から御発言ございますか。

本日、玄委員は御欠席ですが、風環境について何か事務局からコメントを預かっていらっしゃるものはあるでしょうか。

○石井アセスメント担当課長　玄委員からコメントを預かっております。それでは、読み上げます。

「本物件は、建設後、不特定多数の利用者がデッキや歩行空間を利用するため、風環境に十分な配慮が必要です。風環境評価では、領域Ｂの上限付近にある地点が多数見られ、潜在的に領域Ｃになる可能性があります。したがって、防風植栽や防風フェンスが計画されていますが、その効果については事後調査により検証するとともに、調査結果に応じて追加対策を講じていただきたいと思います」。

以上となります。

○山下部会長　ありがとうございます。風環境の１番について、玄委員からコメントを読み上げていただきました。

なお、ただいま指摘事項各項目について、御担当される委員から御指摘をいただきました。

その第２、審議結果の柱書きについて申し上げますが、今のような指摘事項について、影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるように努めて、次に指摘する事項について留意すべきである。また、事業の実施段階、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分に行うこと。通常どおりですが、ぜひお願いしたいと思います。

ただいまの補足説明について、委員方から御発言がございましたら、お願いいたします。

片谷会長、お願いいたします。

○片谷会長　今、部会長からも御発言がありましたが、そういった対応というのはぜひとも実行していただきたい性質のものでありますので、今日は事業者さんが同席されてないのですが、可能であれば事務局から事業者さんに、この会議の中でそういった種類の発言があったので、ぜひ事業者さんにはそれに沿った形で、よりレベルの高い環境保全のための努力というのを進めていただきたいということを、追加コメントとして出していただくのがよろしいかと思います。

昔からアセスに関してはベスト追求型という古い言葉があるわけですが、現状にすぐに満足してしまわずに、より上のレベルを事業者さんにも追求していただけるような形になると、より優れたアセスメントになるであろうと思われますので、事業者さんに対して事務局からも指導する形で、そういったことを求めるような発言もあったということを、ぜひお伝えいただきたいということを申し上げておきたいと思います。

○山下部会長　会長、ありがとうございます。

これから東京の将来を代表するランドマーク的な意味を持つ再開発事業ですので、多くを期待したいと私も思います。

事務局からは今の片谷会長のコメントについても事業者に機会を見てお伝えいただきたいと思います。

○石井アセスメント担当課長　承知いたしました。

○山下部会長　ほかに委員から御発言等ございますか。

［なし］

ありがとうございます。

十分な御審議をいただいたと考えますので、これで本件の総括審議を終了いたします。ただいま説明があった内容で、次回の総会に報告をいたします。

ありがとうございました。

続きまして、「(仮称) 京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案に係る総括審議を行います。

本事業の審議につきましては、４回審議予定の４回目となります。本日は事業者の出席はございません。

本日の進め方ですが、先ほどの「(仮称) 後楽二丁目南地区第一種市街地再開発事業」と同様に進めたいと思いますので、前回の審議内容について事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長　それでは、22 ページ、資料２－１を御覧ください。

資料２－１は過去の部会における審議の内容を記録したものとなります。委員からの指摘、質問事項等を環境影響評価項目ごとに【騒音・振動】、【史跡・文化財】、【温室効果ガス】の順に取りまとめており、取扱欄に質疑の日を記載しています。また、前回で総括審議事項に取り上げるとしたものには、右の取扱欄に「総括審議事項へ」と記載してございます。

なお、６月の部会において意見等はございませんでした。

資料２－１の説明は以上となります。

○山下部会長　ありがとうございます。

まず、ただいま御説明のありました資料２－１について、前回は質疑がなかったということですので、修正などはないものとさせていただきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

委員から御発言される際には、最初にお名前をお願いいたします。

片谷会長、お願いいたします。

○片谷会長　そんなに大げさに発言をさせていただくほどの話ではないのですが、この事業のアセス図書を見ますと、悪臭という臭気の話が結構、そんなに特別に強調されているというほどにはありませんが、もし臭気がばらまかれるような形になれば周辺住民の方からの懸念も増える可能性があったりしますので。

これについても、今後に備えて、常に先ほど申し上げたベスト追求的な立場で事業者さんには環境保全をしっかりやっていただくようにお願いしたいという趣旨のことは申し上げておいていいのではないかと思っております。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

ほかに御質問、御意見はございますか。

それでは、資料の２－１についてはこれ以上御意見がないようですので、総括審議に移ります。

事務局から資料の説明をお願いいたします。

○石井アセスメント担当課長　それでは、25 ページの資料２－２を御覧ください。

資料２－２は、環境影響評価書案について、第１として部会での審議経過と、第２として審議の結果を記載してございます。

それでは、読み上げます。

「（仮称）京王重機整備北野工場建替計画」に係る環境影響評価書案について（案）

第１　審議経過

本審議会では、令和８年１月 30 日に「（仮称）京王重機整備北野工場建替計画」環境影響評価書案（以下「評価書案」という。）について諮問されて以降、部会における質疑及び審議を重ね、事業段階関係市長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第２　審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。環境影響評価書を作成するに当たっては、関係住民が一層理解しやすいものとなるよう努めるとともに、次に指摘する事項について留意すべきである。なお、事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対し周知・説明を十分行うこと。

【騒音・振動】

工事用車両の走行に伴う道路交通騒音は、工事用車両の走行により交通量が増加することで環境基準値を上回る地点があり、また、計画地周辺には住宅や福祉施設等が近接していることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めること。

付表については以下のとおりとなります。

なお、都民の意見を聴く会は、都民からの意見書の提出がなかったため、開催をしておりません。

資料２－２の説明は以上となります。

○山下部会長　ありがとうございます。

ただいま御説明のありました審議結果について、環境影響評価項目の担当委員から補足することがあればお願いいたします。

騒音・振動について、いかがでしょうか。

○高橋委員　騒音・振動を担当しております高橋です。

意見については今読み上げていただいたとおりですが、若干説明をさせていただきますと、工事用車両の走行に伴っての道路交通騒音が、この計画事業地の周辺の一部で環境基準を超過してしまう部分があります。

そこは工場車両の出入り口の近くなので、ある程度交通量が集中してしまってしょうがないかとは思うのですが、ただその周辺は住宅地が広がっている場所であり、それから福祉施設があって、福祉施設というのは一般住宅よりも配慮を要する場所、施設であるということから、この意見をつけさせていただきました。

以上です。

○山下部会長　ありがとうございます。

騒音・振動に関して、これ以外の委員から御意見あるいは補足説明がございますか。特にありませんか。

続いて、今回の指摘事項にはございませんが、悪臭についてです。先ほど、片谷会長からコメントがありました。今回評価書案では、工事の完了後、施設の稼働に伴う臭気の程度について、現況においては臭気指数 13 を下回っており、悪臭防止法に定める規制基準を下回っており、また確認された臭質は草木臭であるとされています。しかし、施設が稼働いたしますと、塗装等の作業も増大することが想定されるとして、評価及びその悪臭防止対策措置について触れられています。

評価書案では、「施設の稼働に伴う臭気の程度は現状と同程度であり、評価の指標に適合するものと考える」とコメントがございました。そこで、今回の個別的な指摘事項にはあり

ませんが、先ほどの事業の実施に当たっては、関係住民や自治体に対して周知・説明を十分に行うことも含めまして、事業者には適切にお伝えいただければと思いますが、事務局としてはいかがでしょう。

○石井アセスメント担当課長　答申の意見としては載せさせてはいただかないことになりますが、意見としては事業者にお伝えしたいと思います。

○山下部会長　会長、それでよろしいでしょうか。

それでは、そのように御指導いただきたいと思います。

これ以外の点につきまして、委員から御発言がございましたら、お願いいたします。よろしゅうございますか。

［なし］

それでは、これ以上御発言がないようですので、本件の総括審議を終了いたします。ただいま説明があった内容で、次回の総会に報告いたします。

御審議ありがとうございます。

最後に、その他ですが、何かございますでしょうか。

［なし］

特に御発言がありませんので、これをもちまして第一部会を終わります。

皆様、本日はどうもありがとうございました。

傍聴人の方は、退室ボタンを押して退室をしてください。

＜傍聴人　退室＞

（午前 10 時 48 分　閉会）